



2職第489号
令和2年7月9日

安曇野市議会議長
召田 義人 様

安曇野市長 宮澤 宗弘



文書質問回答書

令和2年6月19日付け2議会第263号で送付のありました文書質問につきまして、次のとおり回答いたします。

記

1 質問事項

2020年3月議会の一般質問において、小林純子議員が指摘した職員の懲戒処分に係る以下の3点について、市はその後どのように対応・対策したか。

- ① 庁内セクハラ事件の加害事実を認定された職員の懲戒処分と再発防止策について。被害者の女性が雇用保険の失業給付金申請にあたり、セクハラでやむを得ず退職したことが認められ、「特定受給資格者」の権利を得た。したがって、加害者職員は訓告や嚴重注意の処分ですまされるはずはなく、懲戒処分以上の処分があつてしかるべきと考えるが、処分の見直しは行わないのか。また、再発防止策の検討は進んでいるか。
- ② 安曇野市認定こども園で起きた損害賠償事件（和解で決着）に関わった職員の懲戒処分と再発防止策について、職員の懲戒処分と懲戒処分以下の処分も含め、どのような処分がなされたか。また、再発防止策の検討は進んでいるか。
- ③ SL 機関車移設訴訟（公金支出金返還請求事件）に関わった職員の懲戒処分と再発防止策について。この裁判の判決を受けて、事件に関係した職員の懲戒処分と懲戒処分以下の処分も含め、どのような処分がなされたか。また、再発防止策の検討は進んでいるか。

2 質問理由・趣旨

2020年3月議会の一般質問において、小林純子議員が指摘した職員の懲戒

処分に関しては、いずれも十分な説明がなく内部統制の欠如としか言いようがない状況がうかがわれた。その後、それぞれの処分の決定、処分の見直し、再発防止策の検討が行われたか、文書質問する。

以上

3 回答

① について

[特定受給者資格]

倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた「特定受給資格者の範囲」に該当する場合で、その失業給付金申請の手続きをハローワークで行うことで給付を受けられる制度であります。セクハラが受給の要件になったのかどうかは、市で確認はできません。

[退職]

「セクハラでやむを得ず退職した」の質問は、事実と反しています。臨時職員（令和2年度からは会計年度任用職員）は、1年間を雇用期間としており、4月から3月末までの雇用を確認し、承諾書を頂いております。令和2年1月27日に本人から退職の申し出があり、年次有給休暇の消化後の同年2月7日付けで退職願が提出され退職しております。

[処分]

加害者職員への処分は、分限懲戒審査委員会で懲戒処分等の基準に関する規程（第4条）により処分は決定しておりますので、見直しは行いません。

[再発防止]

本年6月1日に、市職員のハラスメント防止等に関する要綱及び関係する指針を整備し、ハラスメントを防止する職場を作るために研修等を通じた職員教育を行っています。

② について

[処分]

関係者の処分は、分限懲戒審査委員会で懲戒処分等の基準に関する規程（第4条）により処分は決定しております。

安曇野市職員に対する懲戒処分等の公表に関する規程により運用します。

[再発防止]

事故等の発生防止のため、各種ガイドラインやマニュアルの確認を徹底するとともに、ガイドライン掲載外のリスク等の洗い出しを行い、危険予測に努めています。各保育士の報告・連絡・相談による情報共有とその対策に日々取り組んでおります。

③ について

[処分]

職員の処分は、分限懲戒審査委員会で懲戒処分等の基準に関する規程（第4条）に従い決定します。

議員ご指摘の SL 機関車移転訴訟においては、職員が行った行為には瑕疵も違法行為も無かったとの主張が認められ、市勝訴の判決となりました。

上記規程に掲げられるような職員の違反行為はなく、処分は行いません。

[再発防止]

今後も適切な事務処理に努めて参ります。